

## 実質化された人・農地プラン

| 市町村名 | 対象地区名（地区内集落名）          | 作成年月日    | 直近の更新年月日  |
|------|------------------------|----------|-----------|
| 羽生市  | 川俣（上川俣・稲子・<br>本川俣・小須賀） | 令和3年3月1日 | 令和5年2月21日 |

## 1 対象地区の現状

|                                      |         |
|--------------------------------------|---------|
| ①地区内の耕地面積                            | 157.8ha |
| ②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計 | 82.4ha  |
| ③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計            | 42.4ha  |
| i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計                | 23.3ha  |
| ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計           | 6.2ha   |
| ④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計    | 3       |

注：④の面積は、「〔参考〕中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

## 2 対象地区の課題

|  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・70歳以上の割合が約54%を占めており、そのうち、農地の「後継者がいない」、「わからない」と回答している割合は約76%である。高齢化が進み、担い手不足が予想されることから、近い将来、耕作放棄地の増加が懸念される。</li> <li>・今後中心経営体が引き受ける面積よりも、後継者未定の面積の方が多く、新たな農地の受け手の確保が必要である。</li> </ul> |
|--|

## 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

|   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・農地利用は、中心経営体が担うほか、他地区を含めた、認農農業者や認農新規就農者の受け入れを推進することにより対応していく。</li> </ul>   |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象地区内農業を将来にわたり支えていくため、離農する前に、後継者、認農農業者、認農新規就農者に地区の話し合いの場等で声掛けを行うとともに、話し合いの場に受け手がいない場合は、入作を希望する中心経営体の受け入れを促進する。</li> </ul> |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・農地中間管理機構を通じた農地集積・集約については、地区を検討する。</li> </ul>  |

(参考) 中心経営体

| 属性  | 農業者<br>(氏名・名称) | 現状      |          | 今後の農地の引受けの意向 |          |         |
|-----|----------------|---------|----------|--------------|----------|---------|
|     |                | 経営作目    | 経営面積     | 経営作目         | 経営面積     | 農業を営む範囲 |
| 認農  | 増田 一幸          | 水稲      | 3 ha     | 水稲           | 3 ha     | 上川俣     |
| 認農法 | (株)小林農場        | 水稲<br>麦 | 18 ha    | 水稲<br>麦      | 20 ha    | 稲子      |
| 認農法 | (株)小林農産羽生      | 水稲      | ha       | 水稲           | 1 ha     | 小須賀     |
|     |                |         | ha       |              | ha       |         |
|     |                |         | ha       |              | ha       |         |
|     |                |         | ha       |              | ha       |         |
|     |                |         | ha       |              | ha       |         |
|     |                |         | ha       |              | ha       |         |
|     |                |         | ha       |              | ha       |         |
| 計   | 3 人            |         | 21.00 ha |              | 24.00 ha |         |

注：「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、今後個人の認定農業者になる予定者は「認農(予定)」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

|   |
|---|
| <p>・地区における十分な話し合いのもと中心経営体を中心とした農地集積を図るとともに、入作を希望する認農農業者や認農新規就農者の受入れを促進することにより対応する。</p>  |
| <p>・当該地区の中心経営体を中心として営農を継続していくために、地区内で話し合いを充実させる。また、担い手不足の解消のため、新規就農者等の担い手育成・確保に努める。</p> |
|   |